

# 営業許可・届出の業種区分の主な変更点は、次のとおりです。

従来の食品衛生法・県細則の業種区分		改正食品衛生法の業種区分	
		許可	届出
食品衛生法に基づく許可	喫茶店営業、あん類製造業 みそ製造業、しょうゆ製造業 魚肉ねり製品製造業 乳酸菌飲料製造業 マーガリン又はショートニング製造業 ソース類製造業（一部） 缶詰又は瓶詰食品製造業（一部） 食品の冷凍又は冷蔵業（保管業除く） 飲食店・喫茶店営業などの簡易営業	業種区分が変わりますので、次回申請時には新たな業種で営業許可の申請が必要です。 現在の許可期限までは、そのまま営業可能です。 容易に撤去することができる施設を設置し、臨時の営業を行う場合は「臨時営業」となります。 恒常的な営業を行う場合は「固定店舗の営業」となります。	許可業種から届出業種へ自動的に移行されます。 届出手続は不要です。
	乳類販売業、冰雪販売業 食肉販売業（包装食肉販売のみ） 魚介類販売業（包装魚介類販売のみ） 食品の冷凍又は冷蔵業（保管業のみ） 缶詰又は瓶詰食品製造業（一部） ソース類製造業（一部）		
	《上記以外の許可業種》 飲食店営業 菓子製造業 アイスクリーム類製造業 食肉販売業（包装食肉販売除く） 魚介類販売業（包装魚介類販売除く） めん類製造業 等	業種区分の変更はありませんが、次回申請時には新規の営業許可の申請となります。	
県細則に基づく営業報告	漬物製造業（食料品製造業のうち） 液卵の製造 食品を小分けする営業 密封包装食品を製造する営業 魚の開きや明太子などの水産加工品の製造 等	※① 新たに許可業種に変更されますので、営業許可の申請が必要です。	※② 新たに営業の届出が必要です。
	《上記以外の営業報告業種》 生菓子販売業 アイスクリーム類販売業（食料品製造業のうち） カット野菜・カットフルーツ 珈琲豆の焙煎 等		
給食施設報告	直営の給食施設で1日の提供数が20食以上の施設	※③ 委託会社にて新たに営業許可の申請が必要です。	
	医療機関にて調理を外部委託している施設		



※① 新業種の対象となる営業者のうち、現に営業を営んでいる方は**令和6年5月31日まで**に許可を取得してください。（3年の経過措置）  
 令和3年6月1日以降に開業される方は、開業までに許可を取得してください。

※② 営業届出の対象となる営業者のうち、現に営業を営んでいる方は**令和3年11月30日まで**に営業届出をしてください。（6ヶ月の経過措置）  
 令和3年6月1日以降に開業される方は、開業時に届出をしてください。

※③ これまで集団給食施設として扱われていた病院給食受託者は**令和3年5月31日まで**に許可を取得してください。